

令和2年4月30日

保護者の皆様

京都市立光徳小学校
校長 岩岡 洋史

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間の延長について

平素より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、またこの間、新型コロナウイルス感染予防・感染拡大防止についても、ご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、現在、政府による緊急事態宣言の対象地域が全国に拡大され、京都府は「特定警戒都道府県」に指定されている状況にあります。これらの措置は、現時点においては5月6日までが期限となっており、4月28日時点では、国において指定の延長、または解除等が示されておりませんが、本市の感染状況が引き続き警戒を緩めることができない状態にあることや、5月7日以降の対応について、児童生徒や保護者等の皆様への周知期間を確保し、各ご家庭及び学校・園における準備を円滑に進めていく必要があるため、教育委員会において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間を延長し、更に、その後の対応については、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めて決定することが示されました。

そこで本校においても、下記のとおり臨時休業を延長しますので、ご連絡申し上げます。

記

1 臨時休業期間の延長について

(1) 延長期間

臨時休業を、**5月17日（日）まで延長**し、以降の取扱いについては、今後、政府による緊急事態宣言及び京都府による緊急事態措置の継続状況を踏まえ、改めてお知らせします。

(2) 特例預かり等の実施について

京都府が、緊急事態宣言の中でも「特別警戒地域」に指定されている現状を踏まえ、より一層、ご家庭でお過ごしいただくことへのご協力をお願いいたします。そのうえで、やむを得ずご家庭で過ごすことが難しい子どもたちに限り、引き続き特例預かりを実施します。

詳細については、本日（4月30日付）で配布しております「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」をご覧ください。

希望される場合は、別紙「特例預かり申請書」を、「特例預かり」の実施初日である**5月7日（木）午前中**までに、児童を通じて学校へ提出してください。

なお、申請書の記載内容（申込日・時間帯等）については、御家庭でも確認できるよう、適宜、メモなどして、控えを残しておいてください。

「臨時休業期間中の児童の特例預かりの実施について」抜粋

2 臨時休業期間の対応等

- (1) 緊急事態宣言が京都府に発出されている趣旨も踏まえ、引き続き、期間中は不要不急の外出を控え、できるだけ子どもたちが自宅で過ごせるよう、各ご家庭でも指導してください。また、早寝早起きや栄養バランスのとれた食事等を意識した基本的な生活習慣を維持するとともに、適宜、保護者と一緒に散歩をするなど、戸外での軽い運動も行うようにしてください。
- (2) 学習面については、家庭訪問、郵便受けへの投函などにより、補助教材や学習プリント等を活用した学習課題をお渡しますので、計画的に家庭学習が行えるよう、各ご家庭でも、適切な指導をお願いします。

【お知らせ】

次の家庭学習課題の配布は、5月7日（木）と8日（金）です。

（預かりに来ている児童には、直接持ち帰らせます。）

【お願い】

今回は大型連休後すぐの配布となるため、事前のお電話による連絡をさせていただくことなく配布いたしますことをご了承ください。

感染拡大防止の観点から、集合住宅（マンション等）につきましては、エントランス近くの郵便受け（ポスト）に投函させていただきます。

配布の後にご家庭での様子や学習課題の進み具合等を電話にてお尋ねします。学校より配布しました家庭学習課題に関してご相談ください。

感染拡大防止の観点から、教職員は十分な距離（ソーシャルディスタンス）を取ることを、マスクを着用して訪問すること、長時間とならないことなどの共通理解を図りながら訪問します。

- (3) 4月7日付のお知らせ「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う臨時休業期間中の健康管理について」に添付しております「健康観察票」をもとに、引き続き、子どもたちと一緒に健康観察に取り組み、子どもたちはもとより、ご家族の体調や健康管理、保健衛生意識の向上について意識を高め、実践していただくよう、お願いします。
- (4) 以下の場合は、すみやかに学校（電話 841-3992）へ連絡してください。

- お子様が、検査などにより新型コロナウイルス感染症と診断された
- お子様に感染の疑い（疑似症）があり、検査を受けるよう医師等から言われた
- 御家族などが感染され、お子様や同居されている御家族が濃厚接触者として検査や経過観察が必要であると医師等から言われた